

職工就業規則

(工務系)

職工就業規則

第一章 總則

- 第一條 本規則は職工就業の関係を定らしつゝ之を規定す
- 第二條 職工の扶助規程は別表に規定す
- 第三條 職工は本規則を遵守し且つ係員の指揮を受け誠實に其業務に勤むべし
- 第四條 常勤に雇はれる者には他の業務に従事することを不得
- 第五條 職工の資格を定むるは左の如し
 - (一) 定職工
 - (二) 試用職工
 - (三) 臨時職工
- 第六條 職工の種類は定職工、試用職工、臨時職工、四職工、製函工、簿記員、雑役夫等とす

第二章 備入

- 第七條 新に加入する職工は年給給付金又は義務教育を終了したる者とす
- 第八條 職工は雇はれる時、戸籍謄本を提出すべし
- 第九條 職工は雇はれる時、健康診断書及び最近二寸の半身写真を提出すべし
- 第十條 定職工に採用せらるる者は別に定める約章を提出すべし

第三章 勤務

- 第十一條 職工の勤務を定むるは左の如し
 - (一) 勤務時間
 - (二) 休憩時間
 - (三) 休暇
 - (四) 昇進
 - (五) 降格
 - (六) 懲戒
 - (七) 退職
- 第十二條 職工は勤務に専念し且つ係員の指揮を受け誠實に其業務に勤むべし
- 第十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第二十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第三十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第四十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第五十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第六十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第七十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第八十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十一條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十二條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十三條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十四條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十五條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十六條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十七條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十八條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第九十九條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す
- 第一百條 職工は勤務中に職務を怠るる者には懲戒を科す

第四章 就業、休憩、公休日

- 第九十六條 就業時間は午前七時より午後五時とす
- 第九十七條 但し季節又は作業の都合により変更するは可なり
- 第九十八條 業務の都合に依り定時外に出勤する場合は別に定める
- 第九十九條 此の場合に依り本規則第五章に定める所に従ひ手當を給す
- 第一百條 休憩時間は左の如し
 - (一) 一時間以上二時間未満 午後五時より 十分
 - (二) 二時間以上三時間未満 同 二十分
 - (三) 三時間以上四時間未満 同 三十分
 - (四) 四時間以上五時間未満 同 四十分
 - (五) 五時間以上六時間未満 同 五十分
 - (六) 六時間以上七時間未満 同 六十分
 - (七) 七時間以上八時間未満 同 七十分
 - (八) 八時間以上九時間未満 同 八十分
 - (九) 九時間以上十時間未満 同 九十分
 - (十) 十時間以上十一時間未満 同 十分
 - (十一) 十一時間以上十二時間未満 同 二十分
 - (十二) 十二時間以上十三時間未満 同 三十分
 - (十三) 十三時間以上十四時間未満 同 四十分
 - (十四) 十四時間以上十五時間未満 同 五十分
 - (十五) 十五時間以上十六時間未満 同 六十分
 - (十六) 十六時間以上十七時間未満 同 七十分
 - (十七) 十七時間以上十八時間未満 同 八十分
 - (十八) 十八時間以上十九時間未満 同 九十分
 - (十九) 十九時間以上二十時間未満 同 十分
 - (二十) 二十時間以上二十一時未満 同 二十分
 - (二十一) 二十一時以上二十二時未満 同 三十分
 - (二十二) 二十二時以上二十三時未満 同 四十分
 - (二十三) 二十三時以上二十四時未満 同 五十分
 - (二十四) 二十四時以上二十五時未満 同 六十分
 - (二十五) 二十五時以上二十六時未満 同 七十分
 - (二十六) 二十六時以上二十七日未満 同 八十分
 - (二十七) 二十七日以上二十八日未満 同 九十分
 - (二十八) 二十八日以上二十九日未満 同 十分
 - (二十九) 二十九日以上三十日未満 同 二十分
 - (三十) 三十日以上三十一日未満 同 三十分
 - (三十一) 三十一日以上三十二日未満 同 四十分
 - (三十二) 三十二日以上三十三日未満 同 五十分
 - (三十三) 三十三日以上三十四日未満 同 六十分
 - (三十四) 三十四日以上三十五日未満 同 七十分
 - (三十五) 三十五日以上三十六日未満 同 八十分
 - (三十六) 三十六日以上三十七日未満 同 九十分
 - (三十七) 三十七日以上三十八日未満 同 十分
 - (三十八) 三十八日以上三十九日未満 同 二十分
 - (三十九) 三十九日以上四十日未満 同 三十分
 - (四十) 四十日以上四十一日未満 同 四十分
 - (四十一) 四十一日以上四十二日未満 同 五十分
 - (四十二) 四十二日以上四十三日未満 同 六十分
 - (四十三) 四十三日以上四十四日未満 同 七十分
 - (四十四) 四十四日以上四十五日未満 同 八十分
 - (四十五) 四十五日以上四十六日未満 同 九十分
 - (四十六) 四十六日以上四十七日未満 同 十分
 - (四十七) 四十七日以上四十八日未満 同 二十分
 - (四十八) 四十八日以上四十九日未満 同 三十分
 - (四十九) 四十九日以上五十日未満 同 四十分
 - (五十) 五十日以上五十一日未満 同 五十分
 - (五十一) 五十一日以上五十二日未満 同 六十分
 - (五十二) 五十二日以上五十三日未満 同 七十分
 - (五十三) 五十三日以上五十四日未満 同 八十分
 - (五十四) 五十四日以上五十五日未満 同 九十分
 - (五十五) 五十五日以上五十六日未満 同 十分
 - (五十六) 五十六日以上五十七日未満 同 二十分
 - (五十七) 五十七日以上五十八日未満 同 三十分
 - (五十八) 五十八日以上五十九日未満 同 四十分
 - (五十九) 五十九日以上六十日未満 同 五十分
 - (六十) 六十日以上六十一日未満 同 六十分
 - (六十一) 六十一日以上六十二日未満 同 七十分
 - (六十二) 六十二日以上六十三日未満 同 八十分
 - (六十三) 六十三日以上六十四日未満 同 九十分
 - (六十四) 六十四日以上六十五日未満 同 十分
 - (六十五) 六十五日以上六十六日未満 同 二十分
 - (六十六) 六十六日以上六十七日未満 同 三十分
 - (六十七) 六十七日以上六十八日未満 同 四十分
 - (六十八) 六十八日以上六十九日未満 同 五十分
 - (六十九) 六十九日以上七十日未満 同 六十分
 - (七十) 七十日以上七十一日未満 同 七十分
 - (七十一) 七十一日以上七十二日未満 同 八十分
 - (七十二) 七十二日以上七十三日未満 同 九十分
 - (七十三) 七十三日以上七十四日未満 同 十分
 - (七十四) 七十四日以上七十五日未満 同 二十分
 - (七十五) 七十五日以上七十六日未満 同 三十分
 - (七十六) 七十六日以上七十七日未満 同 四十分
 - (七十七) 七十七日以上七十八日未満 同 五十分
 - (七十八) 七十八日以上七十九日未満 同 六十分
 - (七十九) 七十九日以上八十日未満 同 七十分
 - (八十) 八十日以上八十一日未満 同 八十分
 - (八十一) 八十一日以上八十二日未満 同 九十分
 - (八十二) 八十二日以上八十三日未満 同 十分
 - (八十三) 八十三日以上八十四日未満 同 二十分
 - (八十四) 八十四日以上八十五日未満 同 三十分
 - (八十五) 八十五日以上八十六日未満 同 四十分
 - (八十六) 八十六日以上八十七日未満 同 五十分
 - (八十七) 八十七日以上八十八日未満 同 六十分
 - (八十八) 八十八日以上八十九日未満 同 七十分
 - (八十九) 八十九日以上九十日未満 同 八十分
 - (九十) 九十日以上九十一日未満 同 九十分
 - (九十一) 九十一日以上九十二日未満 同 十分
 - (九十二) 九十二日以上九十三日未満 同 二十分
 - (九十三) 九十三日以上九十四日未満 同 三十分
 - (九十四) 九十四日以上九十五日未満 同 四十分
 - (九十五) 九十五日以上九十六日未満 同 五十分
 - (九十六) 九十六日以上九十七日未満 同 六十分
 - (九十七) 九十七日以上九十八日未満 同 七十分
 - (九十八) 九十八日以上九十九日未満 同 八十分
 - (九十九) 九十九日以上百日未満 同 九十分
- 第一百零一條 但し業務の都合に依り之を變更するは可なり
- 第一百零二條 毎月四日以内し其定日は工場主を定む
- 第一百零三條 但し大正十五年中は毎月二日とす
- 第一百零四條 年末より年始に涉り十五日間

職工就業規則
 第一章 總則
 第二章 備入
 第三章 勤務
 第四章 就業、休憩、公休日

第九十六條 就業時間は午前七時より午後五時とす

第九十七條 但し季節又は作業の都合により変更するは可なり

第九十八條 業務の都合に依り定時外に出勤する場合は別に定める

第九十九條 此の場合に依り本規則第五章に定める所に従ひ手當を給す

第一百條 休憩時間は左の如し

(一) 一時間以上二時間未満 午後五時より 十分

(二) 二時間以上三時間未満 同 二十分

(三) 三時間以上四時間未満 同 三十分

(四) 四時間以上五時間未満 同 四十分

(五) 五時間以上六時間未満 同 五十分

(六) 六時間以上七時間未満 同 六十分

(七) 七時間以上八時間未満 同 七十分

(八) 八時間以上九時間未満 同 八十分

(九) 九時間以上十時間未満 同 九十分

(十) 十時間以上十一時間未満 同 十分

(十一) 十一時間以上十二時間未満 同 二十分

(十二) 十二時間以上十三時間未満 同 三十分

(十三) 十三時間以上十四時間未満 同 四十分

(十四) 十四時間以上十五時間未満 同 五十分

(十五) 十五時間以上十六時間未満 同 六十分

(十六) 十六時間以上十七時間未満 同 七十分

(十七) 十七時間以上十八時間未満 同 八十分

(十八) 十八時間以上十九時間未満 同 九十分

(十九) 十九時間以上二十時間未満 同 十分

(二十) 二十時間以上二十一時未満 同 二十分

(二十一) 二十一時以上二十二時未満 同 三十分

(二十二) 二十二時以上二十三時未満 同 四十分

(二十三) 二十三時以上二十四時未満 同 五十分

(二十四) 二十四時以上二十五時未満 同 六十分

第九十六條

第九十七條

第九十八條

第九十九條

第一百條

第一百零一條

第一百零二條

第一百零三條

第一百零四條

第一百零五條

第一百零六條

第一百零七條

第一百零八條

第一百零九條

第一百一十條

第一百一十一條

第一百一十二條

第一百一十三條

第一百一十四條

第一百一十五條

第一百一十六條

第一百一十七條

第一百一十八條

第一百一十九條

第一百二十條

第一百二十一條

第一百二十二條

第一百二十三條

第一百二十四條

第一百二十五條

第一百二十六條

第一百二十七條

第一百二十八條

第一百二十九條

第一百三十條

第一百三十一條

第一百三十二條

第一百三十三條

第一百三十四條

第一百三十五條